

原子力規制委員会
第2期中期目標

令和2年2月制定
原子力規制委員会

前文

原子力規制委員会の中期目標は、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、委員会の多岐に渡る施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すために作成している。この中期目標に沿って毎年度策定する年度重点計画により施策の目標を具体化し、その実施結果を評価することで、いわゆる PDCA サイクル¹を回し、継続的な改善を図っている。そして、このような取組は、原子力規制行政への信頼の向上につながるものとする。

第 1 期中期目標期間の取組を振り返ると、まず独立性・中立性・透明性の確保については、組織理念を定め、これに基づき公開議論を徹底し、科学的・技術的見地から意思決定する姿勢が定着した。原子力施設の安全規制に関しては、速やかに新規規制基準を策定し、適合性審査を進めるとともに、検査の実効性の向上を狙った制度改正を行った。核セキュリティ対策及び保障措置²の分野では、国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）の受入れ、個人の信頼性確認制度の導入、IAEA による保障措置拡大結論³の維持などの確な対応を行ってきた。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する実施計画の審査や中期的リスクの低減目標マップの策定・改定を通じて、廃炉に向けた取組の監視を継続している。放射性同位元素等の規制に関しては、事業者からの許可申請の審査等を行うとともに、制度面では特定放射性同位元素の防護の規制を強化した。そして、全国各地における放射線の計測を確実に実施するとともに、防災訓練等を通じて原子力規制委員会の危機管理体制を充実させてきた。

組織及び体制についてみると、発足当初 473 人に過ぎなかった原子力規制庁の定員は、平成 31 年度当初定員では 1056 人に達している。この間、平成 25 年度には、文部科学省からの保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての業務の移管、独立行政法人原子力安全基盤機構の統合、原子力安全人材育成センターの設置が行われた。その後、平成 26～27 年度に原子力規制委員会設

¹ PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させる継続的改善の仕組みのこと。

² 保障措置とは、核物質が平和目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認制度のこと。

³ IAEA による保障措置活動についての評価は、拡大結論と拡大結論以外の結論に大別され、拡大結論以外の結論では申告された核物質が平和的活動に留まっていると評価されるのみであるのに対し、拡大結論では、申告された核物質について平和的な原子力活動からの軍事転用の兆候は見られず、また、未申告の核物質及び活動の兆候も見られないことから、すべての核物質が平和的活動に留まっていると評価される。日本は、初めて拡大結論が導出された 2003 年に行われた保障措置活動についての評価以降、2018 年の活動まで毎年継続して拡大結論を得ている（2020 年 2 月時点）。

置法の附則に基づく組織の見直しがなされ、原子力防災を内閣府に移管し、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が創設された（平成 26 年度）。さらに、平成 27 年度及び令和元年度に IAEA の総合規制評価サービス（IRRS）による安全規制及び組織体制全般についての多角的な評価を受け、その結果を踏まえた改善を図ること等によって、規制基盤の継続的改善に繋げてきている。

第 1 期中期目標の期間を、原子力規制行政の礎を固めるための期間と捉えるならば、第 2 期中期目標期間は、原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチ⁴の更なる適用やバックフィット制度⁵の更なる体系化を図ったりするなど、規制の根幹にある考えを規制活動に定着・浸透させる期間であるといえよう。加えて、組織面では、将来にわたって、様々な規制ニーズに的確に対応し、安全規制等を確実に実行し続けるために、新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進めることが肝要である。そのような組織作りの一環として、形式に拘泥し安易に前例を踏襲する弊に陥らず、原子力規制庁の個々の職員が主体的に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間とも捉えられる。

第 2 期中期目標は、第 1 期に引き続き規制等の主要な活動に対応した構成として、上述の問題意識から、各施策の内容には、確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や、10～20 年後をも見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるためにこの 5 年間で備えるべきことに関する目標も盛り込んだ。

原子力規制委員会は、この中期目標を起点とする PDCA サイクルにより継続的な改善を図るとともに、これらの目標を達成することを通じて、「人と環境を守る」という組織の任務を果たし続ける。

⁴ グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度に応じた規制上の取扱いをいう。

⁵ バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。

第1 中期目標期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

第2 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

第3 施策目標

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(基本的考え方)

- 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。

(戦略)

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。
- 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。
- 国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。
- 組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRSの指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。

- 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。
- 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- 各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。
- 情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。
- 訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。

(3) 職員の確保と育成

- 職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- 新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。
- 日々の OJT⁶に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進める。
- 職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。
- 業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。
- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。

⁶ OJT (On-the-Job Training) とは、業務を通じての教育訓練のこと。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。
- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。

(戦略)

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3. を参照)
- 事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。
- 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
- 新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

- 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着を図り、検査の効果及び効率を向上させる。
- 事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
- バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。
- 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。

- リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。
- 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
- 事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。
- IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(基本的考え方)

- 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(戦略)

(1) 核セキュリティ対策の推進

- 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げを図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(2) 保障措置の着実な実施

- 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。
- 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化

- 安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する可能性があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。

(戦略)

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。

(2) 事故の分析

- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。
- 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。

(3) 放射線モニタリングの実施

- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(基本的考え方)

- 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。
- 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

(戦略)

(1) 放射線防護対策の推進

- IAEA、国際放射線防護委員会（ICRP）等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。

- 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。
- (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善
- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3. を参照)
 - 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。
- (3) 原子力災害対策指針の継続的改善
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。
- (4) 危機管理体制の整備・運用
- 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアル、通信ネットワーク等の設備を整備・運用する。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。
 - 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
 - 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。
- (5) 放射線モニタリングの実施
- 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。
 - 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。